C　共同活動は、地球上、大気空間又は月その他の天体を含む宇宙空間において行うことができる。

D　枠組協定に基づく全ての活動は、適用される全ての法令（国際法を含む。）に従って行う。

E　枠組協定は、宇宙基地協力協定の規定により規律される活動又は宇宙基地協力協定の後に効力を生ずる協定であって、宇宙基地協力協定の規定に従って宇宙基地協力協定を改正し、若しくは修正し、若しくは宇宙基地協力協定の規定に従って締結するものにより規律される活動については、適用しない。

第二条　定義

A　「貢献者」とは、契約者又はその下請契約者、被譲与者その他の当事国政府の実施機関と法的関係を有する団体であって、枠組協定に基づく共同活動の実施において任命され、委託され、又は契約されるものをいう。

B　「関係者」とは、次の者をいう。

1　当事国政府の実施機関との契約者若しくはその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）又は当事国政府の実施機関にとっての利用者若しくは顧客（あらゆる段階の利用者及び顧客を含む。）

2　当事国政府の実施機関にとっての利用者若しくは顧客（あらゆる段階の利用者及び顧客を含む。）との契約者又はその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）

3　当事国政府の実施機関の被譲与者その他の協力団体又は研究者（あらゆる段階の協力団体及び研究者を含む。）

4　当事国政府の実施機関の被譲与者その他の協力団体若しくは研究者（あらゆる段階の協力団体及び研究者を含む。）の契約者又はその下請契約者（あらゆる段階の下請契約者を含む。）

5　国又はその政府機関若しくは団体であって1から4までのいずれかの者に該当するもの又はその他の形態により枠組協定に基づく共同活動に関係するもの

「契約者」及び「下請契約者」には、あらゆる種類の供給者を含む。

第三条　実施機関及び実施取決め

A　第一条（活動の範囲）に規定する共同活動の特定の条件については、枠組協定に基づく実施機関間の実施取決めで定める。日本国政府は、自己の実施機関として、文部科学省及びＪＡＸＡ又はこれらの後継機関を指定する。アメリカ合衆国政府は、自己の実施機関として、ＮＡＳＡ、ＮＯＡＡ及び米国地質調査所又はこれらの後継機関を指定する。いずれの一方の当事国政府も、必要に応じて、特定の共同活動のための追加的な実施機関を指定することができる。この場合には、当該一方の当事国政府は、指定された追加的な実施機関に関し、外交上の経路を通じて、他方の当事国政府に通報する。

B　実施取決めは、枠組協定に言及し、及び従うものとする。各実施取決めには、当該実施取決めが各当事国政府により正当に承認され、又は正当に確認されたことを明示する。実施取決めには、枠組協定の規定に従い、特に、共同活動の範囲並びに実施機関の個別及び共同の責任を記載する。両当事国政府は、実施取決めが国際法に基づく権利及び義務を生じさせるものではないことに合意する。

C　両当事国政府は、それぞれの実施機関が自国の法令に従い枠組協定の規定を遵守することを確保する。枠組協定の条件及び義務は、両当事国政府のそれぞれの実施機関について適用する。

D　両当事国政府は、枠組協定に基づく実施取決めの一覧表を作成し、及び維持する。この一覧表には、各実施取決めの関係する実施機関、題名、署名の日及び有効期間を含む。両当事国政府は、少なくとも毎年一覧表を更新し、及び交換する。この一覧表は、枠組協定の不可分の一部を成すものではない。

第四条　資金に関する措置

A　各当事国政府は、枠組協定及び実施取決めの実施における自己の経費を負担する。枠組協定に基づく義務及び実施取決めに基づく活動は、利用可能な予算及び各当事国政府の予算手続に従うものとする。

B　各当事国政府は、自己の実施機関が枠組協定又は実施取決めに従って行われる活動に影響を及ぼす可能性のある予算上の問題に直面する場合には、当該実施機関ができる限り速やかに他方の当事国政府の実施機関に通報し、及びこれと協議することを確保する。

第五条　税及び手数料

A　各当事国政府は、枠組協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアについて、自国の領域への輸入又は自国の領域からの輸出に係る税関当局によって徴収されるであろう全ての関連する税を免除することを確保するとともに、自国の法令に従い自国の領域への輸入又は自国の領域からの輸出に係る手数料の免除を容易にするよう妥当な努力を払う。

B　枠組協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアに対し、自国の領域への輸入又は自国の領域からの輸出に係るいかなる種類の手数料が課される場合であっても、当該手数料は、両当事国政府が別段の合意をする場合を除くほか、当該手数料を課する国の当事国政府が負担する。

C　各当事国政府は、また、自国の法令に従い、枠組協定の実施のために必要な物品の自国の領域への又は自国の領域からの移動を容易にする。

D　この条の規定は、枠組協定の実施のために必要な物品及びソフトウェアの原産国を考慮することなく実施される。

第六条　人員の出入国及び滞在

各当事国政府は、相互主義に基づき、自国の法令に従い、枠組協定に基づく共同活動に従事する人員及びその家族の自国の領域への入国、自国の領域からの出国及び自国の領域における滞在を容易にする。

第七条　上空飛行

各当事国政府は、自国の法令に従い、枠組協定に基づく共同活動を行うための航空機及び気球の上空飛行に係る許可の付与を容易にする。

第八条　物品及び技術データの移転

A　枠組協定の他の規定にかかわらず、両当事国政府は、この条の規定に従い、枠組協定に基づく共同活動の実施のために必要な物品及び技術データ（ソフトウェアを含む。）のみを移転する義務を負う。

B　枠組協定に基づく全ての活動は、適用される全ての法令（輸出管理に関するもの及び秘密の情報の管理に関するものを含む。）に従って行う。